

平成23年2月15日

総務部

、盛岡市市庁舎整備基金の造成について

1 基金造成の趣旨

市庁舎の整備事業に要する経費の財源に充てるため、「盛岡市市庁舎整備基金」を造成しようとするものである。

2 基金造成方法等

(1) 造成方法

盛岡市市庁舎整備基金条例を制定する。

(2) 基金の積立てについて

基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(3) 基金の運用益金の処理について

基金の運用による益金は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入する。

3 施行期日

平成23年4月1日